

改正案		現 行
第二条 削除		(指定障がい福祉サービス事業者等の指定等の申請)
		第二条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定による指定の申請又は法第四十一条第一項及び第五十一条の二十一第一項の規定による更新の申請は、指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所指定(更新)申請書(様式第一号)によるものとする。
第三条 削除		(特定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設の変更の申請)
		第三条 法第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による指定の変更の申請は、特定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設変更指定申請書(様式第二号)によるものとする。
(指定障がい福祉サービス事業者等の廃止、休止又は再開の届出)		(指定障がい福祉サービス事業者等の変更の届出等)
		第四条 法第四十六条第一項及び第三項並びに第五十一条の二十五第一項の規定による変更の届出は、指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所変更届出書(様式第三号)によるものとする。
第四条 法第四十六条第一項及び第二項並びに第五十一条の二十五第一項及び第二項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、廃止・休止・再開届出書(様式第四号)によるものとする。		2 法第四十六条第一項及び第二項並びに第五十一条の二十五第一項及び第二項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、廃止・休止・再開届出書(様式第四号)によるものとする。
様式目次		様式目次
様式第一号から様式第三号まで		様式第一号 指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所指定(更新)申請書 第二条 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の指定に係る記載事項 第二条 療養介護事業所の指定に係る記載事項 第二条 生活介護事業所の指定に係る記載事項 第二条 短期入所事業所の指定に係る記載事項 第二条 重度障がい者等包括支援事業所の指定に係る記載事項 第二条

改正案	現行
様式第四号 廃止・休止・再開届出書 第四条 様式第五号から様式第四十号（略）	付表六 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所の指定に係る記載事項 第二条 付表七 就労移行支援事業所の指定に係る記載事項 第二条 付表八 就労継続支援事業所の指定に係る記載事項 第二条 付表九 就労定着支援事業所の指定に係る記載事項 第二条 付表十 自立生活援助事業所の指定に係る記載事項 第二条 付表十一 共同生活援助事業所の指定に係る記載事項 第二条 付表十二 障がい者支援施設の指定に係る記載事項 第二条 付表十三 指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項 第二条 様式第二号 特定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設変更指定申請書 第三条 様式第三号 指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所変更届出書 第四条 様式第四号 廃止・休止・再開届出書 第四条 様式第五号から様式第四十号（略） 第二項